

平成25年度  
第2回習志野市防災会議資料  
(平成26年2月13日(木)開催)

# 目 次

## (報告事項)

報告第 1 号	東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策強化の 取組み状況について	P1
---------	------------------------------------	----

## (議 事)

議案第 1 号	習志野市地域防災計画の最終案について	P5
議案第 2 号	平成 2 6 年度習志野市総合防災訓練の実施方針 (案) について	P7

報告第1号

# 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策 強化の取組み状況について

## 東日本大震災の教訓を踏まえた防災対策強化の 取組み状況について

### I 東日本大震災における課題に対する取組み

東日本大震災の検証報告書（平成24年7月作成）で明らかとなった『8つの課題』に対する取組み状況について、平成24年度習志野市防災会議で報告した内容に引き続き、次のとおり報告する。

#### 【8つの課題】

- |                |                 |             |
|----------------|-----------------|-------------|
| 1. 庁内体制の強化     | 2. 地区対策本部体制の見直し |             |
| 3. 避難場所・避難所の対策 | 4. 帰宅困難者対策      | 5. 津波対策     |
| 6. 液状化対策       | 7. 自助・共助の促進     | 8. 市民への情報発信 |

#### 1. 庁内体制の強化

##### (1) 庁内検討委員会の検討【平成24年7月～平成26年1月】

地域防災計画（本編）や災害時各部対応マニュアルの策定、新たな配備体制の確立などの全庁に関わる内容について、認識の統一を図るため、庁内全体で検討する体制として「危機管理に関する庁内検討委員会」を設置し、7回の会議での検討を経て、地域防災計画の最終案を作成した。

##### (2) 災害対策本部運営マニュアルの作成【平成26年1月】

今年度実施した総合防災訓練の中で災害対策本部運営訓練も併せて実施し、その結果を踏まえて、本部の運営全般を定めた「災害対策本部運営マニュアル」を新たに策定した。

#### 2. 地区対策本部体制の見直し

##### (1) 情報収集・地域との連携体制の強化【平成25年4月】

情報収集体制や地域との連携体制を強化するため、市内16か所の各小学校に支部職員（市職員）を派遣し、災害時における地域の情報拠点となる「地区対策支部（※一部名称変更）」を設置する体制に見直すことで、地域と市の連携強化を図った。

##### (2) 地区対策支部運営マニュアルの策定【平成25年4月】

上記体制の見直しに合わせて、16か所の各小学校で開催した地区別防災ワークショップでの地域住民からの意見等を踏まえ、新たに「地区対策支部運営マニュアル」を策定し、庁内各職員や地域住民と共有することで認識の統一を図った。

また、今年度の総合防災訓練では、全ての地区対策支部を設置して、地区内の情報収集や無線機を活用した災害対策本部との情報伝達訓練を行い、検証を図った。

#### 3. 避難場所・避難所の対策

##### (1) 避難所配備職員の指定【平成25年4月】

災害時に避難所の開設・運営を支援するため、28か所の避難所に各3名の避難所配備職員（市職員）を派遣する体制に見直した。また、今年度の総合防災訓練において、市内の小・中学校21校で避難所開設訓練を実施し、地域住民や学校職員、避難

所配備職員が連携して対応の検証を図った。

**(2) 避難所運営マニュアルの策定【平成25年4月】**

上記体制の見直しに合わせて、16か所の各小学校で開催した地区別防災ワークショップでの地域住民からの意見等を踏まえ、新たに「避難所運営マニュアル」を策定し、庁内各職員や地域住民、学校職員と共有することで認識の統一を図った。

**(3) 避難所の追加指定【平成25年10月】**

市内にある県立高校2校（津田沼高校・実籾高校）と、新たに「避難所等の施設利用等に関する協定」を締結し、市内の避難所を28か所に追加指定した。

**(4) 防災倉庫の新設・特設公衆電話の設置【平成25年12月・平成26年2月】**

未設置であった避難場所・避難所に指定している小学校4校に防災倉庫を新設し、全ての小・中学校への防災倉庫設置が完了した。また、全ての避難所へ、災害時に被災者が使用可能となる発信専用の特設公衆電話の回線を新たに敷設した。

**4. 帰宅困難者対策**

**(1) 津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会での検討【平成24年7月～平成25年8月】**

帰宅困難者対策について、駅周辺関係者で構成する津田沼駅周辺帰宅困難者等対策協議会を設立して検討を重ね、図上訓練での検証を踏まえた上で、協議会で検討してきた内容をまとめた「帰宅困難者支援マニュアル」を策定し、関係機関で共有した。

**【取組み内容】**

①協議会5回	②ワーキンググループ1回	③通信・情報伝達訓練2回
④図上訓練1回（帰宅困難者支援マニュアルの検証）※訓練風景		
		

**(2) 一時滞在施設の指定【平成25年3月・7月】**

協議会の構成員でもある津田沼駅周辺の3つの民間機関と、新たに「帰宅困難者の受入等に関する協力協定」を締結し、一時滞在施設を指定した。

**【指定施設】**

①学校法人千葉工業大学	②公益財団法人習志野文化ホール
③ホテルメッツ津田沼（日本ホテル株式会社）	

**5. 津波対策**

**(1) 津波避難ビルの指定【平成24年8月・平成25年12月】**

平成24年4月に千葉県が実施した津波浸水予測調査では、習志野市において津波による浸水はしないとの結果であったが、不測の事態における市民の生命の安全を確保するため、新たに国道14号より海側の小・中学校を津波避難ビルとして指定した。

**【指定施設】**

①津田沼浄化センター管理棟本館	②芝園清掃工場
③国道14号より海側の市立小・中学校7か所	合計9か所

## (2) 海拔表示板の設置【平成24年6月・平成25年12月】

市民ニーズへの対応や防災意識を高めるため、公共施設の他に、新たに市内75か所の広報掲示板に海拔表示を設置した。

### 【設置数】

①公共施設45か所	②広報掲示板75か所	合計120か所
-----------	------------	---------

## 6. 液状化対策

### (1) 「被災住宅地の復旧・復興にかかるガイドライン」の作成と「住宅の液状化対策相談会」の開催【平成25年1月】

習志野市被災住宅地公民協働型復興検討会議での提言を踏まえ、住宅の修復や液状化現象に対する備え等を取りまとめたガイドラインを作成し、「住宅の液状化対策相談会」を開催した。

### (2) 「公共施設と宅地の一体的な液状化対策等」の実現性の検討【平成25年3月～平成26年1月】

東日本大震災からの復旧・復興に際して、「公共施設と宅地の一体的な液状化対策等」の実現性を検討する一方で、「習志野市液状化対策検討委員会」を設置し、4回の委員会において「公共施設と宅地の一体的な液状化対策等」の効果等について審議をいただいた。

## 7. 自助・共助の促進

### (1) 地区別防災ワークショップの実施【平成25年1月～2月】

16か所の各小学校において、地域住民や学校職員等を対象とした「地区別防災ワークショップ」を開催し、小学校区ごとに地区の危険性をまとめた「地区別防災カルテ」や新たな市の防災体制を周知するとともに、各種マニュアル等で構成された「地区別活動マニュアル」等に対する意見や防災対策への要望等を聴取した。

### (2) 自主防災組織の新規設立【平成25年7月～】

災害時に地域での防災活動の中心となる自主防災組織の必要性を積極的に呼びかけ、今年度は12組織が新たに設立された。(※例年は平均3組織程度設立)

### (3) 総合防災訓練の実施【平成25年9月】

発災直後から数時間の一連の自助・共助の活動の流れについて手順を確認し習熟を図ることを目的に、市内全域にわたる訓練を実施し、地域住民の積極的な参加を促した。(参加人数約4,000人 ※市職員含む)

## 8. 市民への情報発信

### (1) 情報発信手段の多様化

#### ①防災行政無線のテレホンサービスの開始【平成25年5月】

防災行政無線で放送した内容を電話で確認できるテレホンサービスを開始した。

#### ②防災行政無線運用マニュアルの策定【平成25年5月】

防災行政無線で発信した情報を、ホームページ、登録制メール(緊急情報サービス「ならしの」)、JCN文字放送、ツイッターといった市民が多様な手段で情報を受取れるよう、発信手順等をマニュアル化し、体制の整備を図った。

### ③緊急速報メール連動システムの導入【平成25年8月】

全国瞬時警報システム（Jアラート）に入った情報を迅速に市民へ伝える手段として、新たにエリアメールや登録制メール（緊急情報サービス「ならしの」）との連動システムを、国の補助金を活用して導入した。

### ④エリアメール配信サービスの開始【平成25年9月】

避難勧告や各種警報等の情報を市内に滞在している携帯電話利用者（対応機種のみ）へ対して一斉にメールを配信するサービスを開始した。

### ⑤防災ラジオの配布【平成25年8月～平成26年2月】

障がいを持った方や障がいをもった方を支援する方（民生委員・高齢者相談員）に対して建物の中でも防災行政無線の放送を聞くことができる「防災ラジオ」を配布した。

## (2) 積極的な情報発信【平成24年7月～】

気象警報発表時や台風などの災害による市内の被害状況等を取りまとめ、市ホームページにおいて公表を開始した。

また、市の広報紙を積極的に活用し、東日本大震災の教訓を踏まえた取り組み状況や災害から身を守るための方法など様々な防災情報を掲載し、市と市民の認識の共有を図るとともに、広く市民を対象とした講演会や研修会、まちづくり出前講座等を多数開催して、防災知識の普及啓発を図った。

## II その他の取組み

### 1. 災害時の医療救護体制の強化

#### (1) 習志野市災害医療対策会議での検討【平成25年2月～平成26年2月】

災害医療に携わる関係機関で構成する「習志野市災害医療対策会議」を設置して、災害医療本部や応急救護所の設置方法、災害時の具体的な活動要領を検討し、新たに「災害時医療救護活動マニュアル」を策定して、医療救護活動の具体化を図った。

#### (2) 定期的な通信訓練の実施【平成25年6月～】

習志野市医師会が独自に配備した無線機を4か所の応急救護所設置予定場所に配備し、毎月1回の定期通信訓練を三師会と市が連携して実施した。

### 2. 災害時応援協定の締結

災害発生時に市のみでは対応が困難となることが想定されるため、新たな協定締結により関係機関との協力関係を築き、幅の広い防災対策の強化を図った。

#### 【締結協定】

	締結先	内容	締結年月
1	国土交通省関東地方整備局	情報交換・連絡員の派遣	平成24年12月
2	京都府京田辺市	物資・資機材の提供、職員の派遣等	平成25年1月
3	千葉県行政書士会	行政書士の派遣、相談窓口の開設	平成25年2月
4	ゆいまーる習志野	福祉避難所の開設	平成25年4月
5	あっとほーむ習志野	福祉避難所の開設	平成25年4月
6	習志野市管工事協同組合	道路、下水等の公共施設の応急復旧	平成25年10月

※その他3機関（習志野市医師会・建設協力会・造園工事業協同組合）と協定内容を見直した。

議案第1号

習志野市地域防災計画の最終案について



## 習志野市地域防災計画の最終案について

### 1 習志野市地域防災計画の目的・構成

東日本大震災における教訓を基に、平成 18 年度に修正した習志野市地域防災計画を、より「具体的かつ実効性のある計画」へと大幅な修正を行った。

地域防災計画の目的を以下に示す。

#### (1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、習志野市防災会議（以下「防災会議」という。）が作成する計画であって、市・千葉県・市民・事業所・関係機関等の災害対策に関わる全ての者がその有する全機能を有効的に発揮して、市域における災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

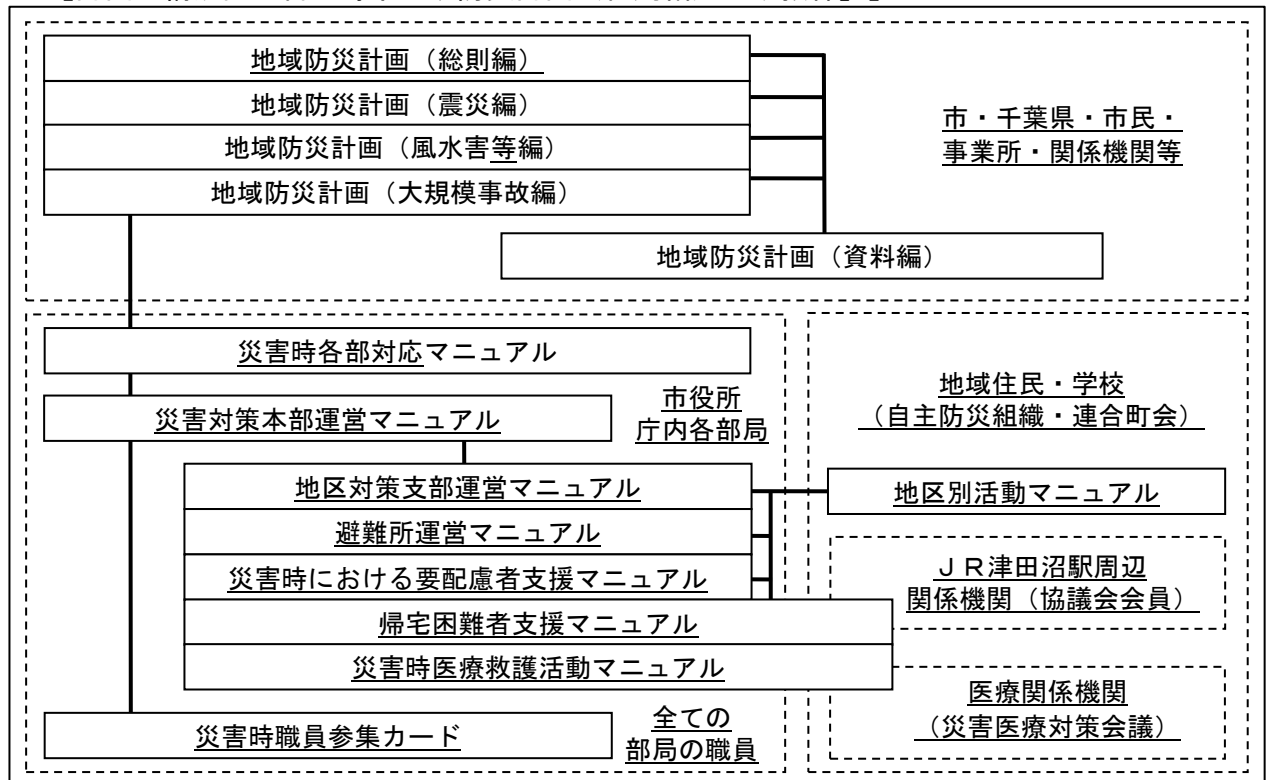
【習志野市地域防災計画（総則編）より抜粋】

#### (2) 計画の構成

計画自体を具体的かつ実効性のある内容に修正することと併せて、災害発生時の混乱している状況の中でも的確に活動が行えるよう、関係機関との連携も含めた各種マニュアルを新たに策定し、更なる具体性や実効性を確保した。

地域防災計画とそれに関連する各種マニュアル等の構成を、以下に示す。

#### 【計画の構成図「習志野市地域防災計画（総則編）より抜粋」】



※下線部分が今回の修正箇所を表す。

## 2 意見照会の実施状況

次のとおり関係機関等へ習志野市地域防災計画（素案）に対する意見照会を行い、パブリックコメントを経て、いただいた意見を事務局で精査した上で習志野市地域防災計画（最終案）に反映した。

(1) 防災会議委員への照会	平成25年10月29日～11月 8日
(2) 庁内各部局への照会	平成25年10月29日～11月 8日
(3) 災害時応援協定締結先への照会	平成25年12月11日～12月27日
(4) 市民へのパブリックコメント	平成25年12月 2日～12月27日

## 3 今後の手続き・計画の運用

平成25年度第2回習志野市防災会議での承認を得た後、必要な手続きを経て計画の修正を完了させ、新たな計画を基にした習志野市における防災対策を実施していく。

### (1) 今後の手続き等

- ① 千葉県（千葉県葛南地域振興事務所経由）へ必要な書類を添えて計画の修正完了を報告する。報告が完了後、ホームページで公表する。【2月下旬】
- ② 千葉県への報告が完了した後、印刷製本を実施する。【3月上旬】
- ③ 印刷製本された習志野市地域防災計画を関係機関等へ配布する。【3月下旬】

### (2) 習志野市地域防災計画（平成25年度修正版）の運用開始時期

必要な手続きや印刷製本、市民等への公表を経て、修正が完了した「習志野市地域防災計画（平成25年度修正版）」は、平成26年4月1日から運用を開始する。

議案第2号

平成26年度習志野市総合防災訓練の  
実施方針（案）について

## 平成26年度習志野市総合防災訓練の実施方針（案）について

### 1 習志野市総合防災訓練

#### (1) 基本方針

総合防災訓練は、年に一度、関係機関や市民が一体となって訓練を行う機会であることから、「自助」、「共助」、「公助」相互の連携強化を図ることに重点を置いて実施する。

平成25年度の総合防災訓練では、発災から避難所を開設するまでの数時間に焦点を当て、その間に行わなければならない行動について、全市域一斉に訓練を実施し、地域と市の連携を図った。

平成26年度の総合防災訓練においては、各関係機関と市・市民との連携強化に重点を置いた総合防災訓練を実施する。

#### (2) 訓練内容

平成26年度総合防災訓練においては、上記の基本方針を踏まえ、以下の訓練を相互に連携させて実施する。

会場	訓練項目	実施内容
メイン会場 [市役所前 グラウンド]	関係機関による連携訓練、展示・販売等を大規模に実施	① 関係機関の連携訓練 ② 各種の体験訓練 ③ 防災用品の展示・販売等
サブ会場	地域住民初動訓練 ・避難所運営訓練	平成25年度に新たに指定した避難所及び、平成25年度総合防災訓練で避難所開設訓練を実施できなかった避難所を中心に、住民の初動訓練及び、避難所運営訓練を実施する。

#### (3) 実施日

平成26年9月28日（日）

### 2 総合防災訓練以外の個別訓練

地域防災計画の修正と合わせ、計画の下に位置付けられる各種マニュアルを作成した。

今年度は、総合防災訓練の他に、それらのマニュアルを活用した以下の訓練を実施し、マニュアルの実効性を検証するとともに、各種対策の強化を図る。

- (1) 職員安否確認訓練（実動訓練）
- (2) 災害対策本部設置・運営訓練（図上訓練）
- (3) 災害時応援協定を活用した訓練（図上訓練）
- (4) 各自治会・町会等の訓練（実動訓練）
- (5) 水害対処訓練（実動訓練）